# 意念だより

2015年 4月発行

平成27年度予算をお知らせします



### 事業所・加入者

基金に加入する事業所と加入者は・・・

事業所 ………6(拠点)

加入者 ………720人 (平成27年度平均)



#### 積立金

基金が保有している積立金の予定額は…

平成26年度決算見込額 .......6,506,838千円

(平成27年3月31日現在)

予算積立金額 ......6,595,360千円

(平成28年3月31日現在)

#### 給付金

#### (老齢年金)

年金 ……108,333千円

一時金 ……26,143千円 脱退一時金 …3,570千円 遺族一時金 …8,863千円 年度末受給者数 …575人



## 掛金(全額事業主負担)

将来の年金のため毎月支払われる掛金は・・・

標準掛金 ………加入者1人当たり 13,380円 事務費掛金 ………加入者1人当たり



## 代議員会

# 決議内容についてお知らせします

さる3月4日、当基金の代議員会を開催し、次の議案が審議され可決・承認されました。

第1号議案:財政再計算について

(概要)確定給付企業年金法第58条第1項に定める財政再計算の実施

第2号議案:基金規約の一部変更案について 施行:平成27年4月1日施行

(概要)法律改正に伴う根拠法令名称等の変更への対応

第3号議案:平成27年度予算(年金経理・業務経理)案について

(概要) 別紙のとおり

上記審議事項の内容について順次解説していきます。

# 当基金の財政再計算結果 財政運営が計画どおり進んでいるか少なくとも5年ごとに定期的に検証します。

当基金は、平成26年3月31日を基準日として財政再計算を実施しました。その結果、次の内容を 決定しました。

- ①予定利率は、現行の年2.5%に据え置く
- ②標準掛金は、加入者一人当たり月額13.380円(現行:13.800円)に引き下げる
- ※平成27年4月1日より
- ③別途積立金1.315.046千円(平成26年3月末)から、数理債務増加分の66.975千円を取り崩して 充当する(債務償却のための特別掛金を新たに設定しない)

#### 財政再計算では

基金の財政運営が計画どおり順調に進んでいるか定期的に検 証します。まずは、運用収入の予定や新規加入者の動向、脱 退率など計画上のデータを見直し、現実とのズレがないかを チェックします。ズレがあった場合、掛金に与える影響を確 認したうえで必要があれば掛金額を見直して、計画どおり進 むようにします。



# 当基金の規約変更 平成27年4月1日施行

当基金の規約の一部について、下記のとおり変更しました。

条文	変更内容		
第65条(中途脱退者の選択)	企業年金連合会*の根拠法令を厚生年金保険法から確定給付企業年金法とした。		
第73条(標準掛金)	新掛金 13,380円 (旧掛金 13,800円)		
第81条(非継続基準の財政検証)	非継続基準の財政検証に抵触した場合の特例掛金の拠出方法の変更(確定給付企業年金法規則第58条の改定による)		
第91条 (業務の委託)	企業年金連合会への業務委託、住基ネットを活用した情報収集につき1項追加した。		
第101条(業務概況の周知)	周知方法に関する記載を明確化。効率的に業務概況を周知することを目的とした 現状の方法に規約内容を合わせた。		

<sup>\*</sup>厚生年金基金や確定給付企業年金を短期間(通常10年未満)で脱退した人(中途脱退者)等に対する年金給付を一元的に行い、厚生年金基 金・確定給付企業年金・確定拠出年金といった企業年金間の年金通算事業を行う。企業年金の発展のため、内外の企業年金に関連する調査研 究を行い、関係各方面に提言・要望を行うほか、会員に対する各種情報の提供、相談、助言および役職員の研修など会員の健全な発展を図る ために必要な支援事業を行っている。

# 当基金の平成27年度予算

(概要)下段掲載のとおり。年金経理運用利回りは、予定利率2.5%を使用。

# 年金経理

予定損益計算書 (平成27年4月1日~平成28年3月31日)

(千円)

<b>了起源面开</b> 自 (干成27年4月1日·~干成20年3月31日) (干户				
費用勘	定	収益勘	定	
科目	予 算 額	科目	予 算 額	
1. 経常収支		1. 経常収支		
給付費	146,909	掛金等収入	115,657	
移換金	_	運用収益	161,702	
運用報酬等	33,390			
業務委託費	8,538			
2. 特別収支		2. 特別収支		
	_		_	
3. 負債の変動		3. 負債の変動		
責任準備金増加額	88,283	責任準備金減少額	_	
4. 基本金		4. 基本金		
当年度剰余金	239	当年度不足金	_	
計	277,359	計	277,359	

予定貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(千円)

資産勘	定	負 債 勘	定
科目	予 算 額	科目	予 算 額
1. 純資産		1. 純資産	
流動資産	19,278	流動負債	_
(現金・預貯金)	( 9,639)	支払備金	22,937
(未収掛金)	( 9,639)	(未払給付費)	( 22,937)
固定資産	6,576,082	(未払移換金)	( —)
(信託資産)	( 4,521,462)		
(保険資産)	( 2,054,620)		
2. 負債		2. 負債	
	_	責任準備金	4,885,300
3. 基本金		3. 基本金	
当年度不足金	0	別途積立金	1,686,884
		当年度剰余金	239
計	6,595,360	計	6,595,360

# 業務経理・業務会計

予定損益計算書(平成27年4月1日~平成28年3月31日)

(千円) **予定貸借対照表** (平成28年3月31日現在)

(千円)

費用	勘定	収 益	勘定		
科 目 予算額		科目	予算額		
事務費	27,723	掛金収入	21,168		
業務委託費等	681	雑収入	7		
繰入金	_	当年度不足金	7,732		
雑支出	503				
当年度剰余金	_				
計	28,907	計	28,907		

1、在食品为流线(十成20年3月31日現住) (十日)					
資 産	勘定	負 債	勘定		
科目	予算額	科目	予算額		
流動資産	31,075	流動負債	_		
(現金・預貯金)	金·預貯金) ( 29,337) 固定負債		預貯金) ( 29,337) 固定負債 -		_
(未収事務費掛金)	( 1,738)	繰越剰余金	38,807		
固定資産	固定資産 — —		_		
当年度不足金 7,732					
計	38,807	計	38,807		

# マイナンバー導入に伴う

# 企業年金における個人情報の取り扱いについて

行政事務の効率化および国民の利便性向上の観点からマイナンバー制度が導入され、平成28年1月以降、順次法律に定められた源泉徴収や社会保険料の徴収などの事務手続の際に必要となります。

# 今年10月から国民一人ひとりに 12桁のマイナンバーが割り当てられます

勤務先へは、ご本人のほか、 扶養親族のマイナンバーの届出も 必要となります。



平成28年1月1日からマイナンバーを利用した行政事務が本格スタートするのに先立ち、今年10月以降、国民一人ひとりに割り当てられた12桁の番号(マイナンバー)が世帯単位で郵送されます。マイナンバーは個人を特定するための番号で、付与された番号は原則として生涯変わりません。このマイナンバーをキーとして基本情報等の照会が可能となるため、社会保険や確定申告の手続の際にマイナンバーを記載することで住所や所得証明などの添付書類を省略することが期待されています。

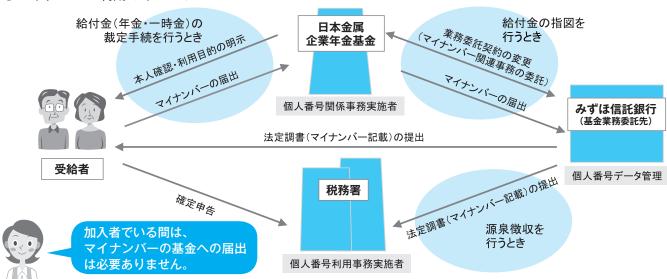
# 企業年金からの税の源泉徴収事務で マイナンバーが必要になります

企業年金制度における マイナンバーの利用目的は、 給付金の「源泉徴収票への記載」です。



厚生年金や健康保険の資格取得届などでのマイナンバー利用開始は平成29年1月ですが、所得税の源泉 徴収事務における利用は平成28年1月から始まります。当基金では、年金を支払う際に源泉徴収を行って いますが、その際に提出する源泉徴収票にはマイナンバーの記載が義務づけられるため、事前に年金受給 者のマイナンバーを取得しておく必要があります。そうした理由から、今後、給付金の裁定請求手続を行 う際には(中途脱退による脱退一時金の請求も同様です)、年金や一時金の受給者に対し利用目的を明示し たうえでマイナンバーを届け出ていただくことになります。なお、マイナンバーは給付金の支払業務を委託 しているみずほ信託銀行で管理し、源泉徴収票を発行する際に記載します(下図参照)。

#### ●マイナンバー利用のイメージ



しかし、すでに年金を受給している方から個々にマイナンバーを取得するのは実務的に難しい面があります。そのため、厚生労働省では、企業年金が企業年金連合会を通じてマイナンバーを取得できるよう調整しています。具体的には、まず企業年金連合会が、各企業年金からマイナンバー取得業務の委託をうけてマイナンバーを統括管理する「地方公共団体情報システム機構」からマイナンバーを取得します。そのうえで、企業年金連合会から各企業年金に送付するというスキームが検討されています。現時点では検討段階であるため、詳細がわかりしだい改めて受給者の皆さまにはお知らせする予定です。

※当基金では、安全管理措置を含み特定個人情報について、適切な取り扱いを実施いたします。



# [高年齢雇用継続給付と年金]

# 60歳以降も 働く場合にうけられる 雇用保険の給付があります

## 働き続ける場合にうけられる高年齢雇用継続給付

雇用保険には、60歳以上65歳未満で働く人の給与が60歳時点と比べて一定程度下がった場合にうけられる高年齢雇用継続給付があります。高年齢雇用継続給付には、失業給付(基本手当)をうけずに雇用を継続している場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」がありま

す。うけるための条件は次のとおりです。

- 被保険者期間が5年以上\*1
- 賃金額が60歳時点と比べて75%未満かつ340,761円\*2 未満

給付額の目安は図表1をご参照ください。

\*1 60歳時点において雇用保険の被保険者期間が5年に満たない場合は、5年となるに至った日の属する月から受給対象となります。

#### 図表1 給付額の目安

●賃金額が60歳到達時の61%以下のとき

●賃金額が60歳到達時の61%超75%未満のとき

賃金額 × 15%

賃金額 × 15%から一定割合で逓減された率

※各月の賃金額と給付額の合計が340,761円\*2 を超えるときは、超えた分が減額されます。また、賃金額が340,761円\*2 を超える場合は、高年齢雇用継続給付をうけることはできません。

\*2 平成26年8月~平成27年7月の額。毎年8月に改定。

## 高年齢雇用継続給付と年金の調整

在職中に60歳台前半の老齢厚生年金をうけられる人が、雇用保険の高年齢雇用継続給付をうけられる間は、60歳台前半の在職老齢年金のしくみにより年金額の調整(図表2参照)が行われ、さらに年金(報酬比例部分)の一部がカットされます(図表3参照)。

#### ●在職老齢年金とは

60歳以降も引き続き働きながら60歳台前半の老齢厚生年金をうける場合は、年金額が調整されます。年金の調整額は、給与\*3と年金月額に応じて変わります。

厚生年金保険の被保険者にならず働く場合は、在職老齢年金の対象にはならず、高年齢雇用継続給付をうけても老齢厚生年金の調整は行われません。

\*3 給与とは「総報酬月額相当額」のことで、毎月の給料とその月以前1年間の賞与の総額の12分の1を合わせた額。

#### 図表2 60歳台前半の在職老齢年金の支給停止額

給与	年金月額	計算式		
給与と年金月額の合計額が 28万円以下		0円 (全額支給)		
47万円以下	28万円以下	(給与+年金月額-28万円)×1/2		
4/기미以다	28万円超	給与×1/2		
47万円超	28万円以下	(47万円+年金月額-28万円) ×1/2+(給与-47万円)		
	28万円超	47万円×1/2+ (給与-47万円)		

<sup>※</sup>支給停止の基準となる28万円と47万円は、賃金の変動等に応じて毎年 見直されます。

#### 図表3 高年齢雇用継続給付と老齢厚生年金との調整

給与	支給停止額	
60歳時点の賃金額の 61%以下	賃金額の6%相当額	
60歳時点の賃金額の 61%超75%未満	賃金額の6%相当額から一定割合で 逓減された率を乗じて得た額	

#### 〈参老

#### 65歳以後も厚生年金保険の被保険者として働く場合は?

65歳になると老齢基礎年金が全額支給されますが、老齢厚生年金は、働いている間は年金月額と給与の合計が47万円に達するまでは全額支給され、47万円を超えると年金額が次のように調整されます。

支給停止額の計算式(給与+年金月額-47万円)×1/2



#### 老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢について

老齢厚生年金の報酬比例部分の受給開始年齢は、生年月日によって引き上げられていきます。具体的には次の表のようになります。

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男性	昭28.4.1以前生	昭28.4.2~昭30.4.1生	昭30.4.2~昭32.4.1生	昭32.4.2~昭34.4.1生	昭34.4.2~昭36.4.1生	昭36.4.2以後生
女性	昭33.4.1以前生	昭33.4.2~昭35.4.1生	昭35.4.2~昭37.4.1生	昭37.4.2~昭39.4.1生	昭39.4.2~昭41.4.1生	昭41.4.2以後生

# 日本金属企業年金基金